

「介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例」等の一部を改正する条例案について

改正の概要（主要内容）

省令（厚労省）	基準条例案（市）【※】
① 訪問系・通所系サービスにおいても、身体的拘束の禁止規定を設けると共に、記録の保存期間を定める（完結の日から2年間）	① 身体的拘束に係る記録の保存期間について、他のサービスと同様、市独自で定める（サービス提供の日から5年間）
② 介護予防支援の指定について、地域包括支援センターに加えて、新たに指定居宅介護支援事業者が対象となること等に伴い、改正を行う	② 所要の改正を行う
③ その他所要の改正を行う	③ その他所要の改正を行う

【※】対象となる条例

介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例…①②③

社会福祉法に基づく施設に関する基準を定める条例…③

老人福祉法に基づく施設に関する基準を定める条例…③

施行日

令和6年4月1日（一部は令和6年6月1日）

備考

当該条例改正案は、市議会にて可決された場合、施行されるものです。